

業務リスク分担表(2)

項目	No	内 容	負 担 者	
			宮古島市	指定管理者
資料等の損傷	26	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	27	第三者からの行為から生じ相手方が特定出来ないもので、指定管理者としての注意義務を十分に果たしたといえないもの		○
	28	上記以外	○	
セキュリティ及びプライバシー保護	29	侵入者による施設の破損、盗難に関する責任		○
	30	指定管理者の管理不備による業務上知り得た利用者の個人情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の清算に伴う費用	31	指定管理業務の期間が終了した場合又は指定管理者が指定期間途中において義務を廃止した場合における事業への撤収費用		○

※疑義のある場合や、定めのない事項については、宮古島市と指定管理者が協議のうえ定める。